

大雪、大変お疲れさまでした

2月5日から6日にかけて降った雪は、私が御代田町に住み始めた平成30年(2018年)以来、一番の降りとなりました。それまでは、思っていたより雪が少ない、とずっと思っていたのですが、今回ばかりはやはり寒冷地、と思いきや知らされました。多くの皆さんが、平成26年(2014年)2月14日に降った1メートル級のドカ雪を思い出されたのではないのでしょうか。

御代田町建設業協会加盟の各社は、早いところでは5日午後早くから除雪出動し、夜を徹しての作業に専心していただきました。10センチほどで済んだ時と40センチ降った時では作業負担もまったく違ってはいるはずで、大変だったと思います。どうしても雪でお困りのかたはいらっしゃいますので、役場にはいろいろなご意見をいただきましたが、町の受け持ち部分に関して、一定程度の精度で取まったと考えています。本当にありがとうございました。もちろん、常に改善を目指して取り組むことが大事ですので、町民の皆さんの中でお気づきの点は今からでも役場にお知らせいただけますとありがたいです。

私は兎玉に住んでおり、6日は暗い早朝から世代間交流センターに集まって自宅までの道を近隣の皆さんでかきました。大変な作業も、大勢でやるとどこか楽しく感じられるものです。久々に会ったかたとのお話の機会ともなりました。町道全般で見ると、建設業協会加盟社で除雪できる路線延長はわずかで、大半の道路では町民の皆さんの協力が欠かせません。進む高齢化とどう折り合いをつけるか難しい議論となりそうですが、今後の除排雪のありかたについても考えてまいります。

Shin ri shi Vol.34
心 理 師 「その人らしさ」
岡 本 直 人
 Oka moto Nao to



町の心理師、岡本です。

今月号の画像はある青年が作った「自家製クラフトコーラ」です。なんでも、一緒に職場見学へ行ったお店のものを再現したのだとか…。いやはやりたいものです。気になる方はレシピを聞いておくのでぜひお試しください。

さて、このコラムのイラストや画像、じつは色々な人をお願いして描いてもらったり、作ったものを使わせてもらったりしています。これらの作成者の面々は町の若手職員、中学生、小学生など、いわば御代田町のルーキーたちです。特技や趣味としてやっている／作っている人もいれば、べつにそこまでではない人など様々ですが、共通して彼らに感じるの「それが好きでやっている」ということです。

大人でも子どもでも、支援や相談においては、その人が「好きなこと／もの」を覚えてもらうことが多いです。それを聞いたところで悩みや問題が直接的に解決するわけではありませんが、支援に生かせるヒントが隠れていたり、それらが増える・安定することで悩みや問題が緩和したり、あるいはそれ自体が精神的な健康のバロメーターになっていたりするなど、とても貴重な情報の1つだと個人的には考えています。ただし「好き」であることと「依存」や「義務」とを区別する必要があります。必ずしもたくさんやっているから「好き」、あるいは本人が「好き」「やりたい」と言っているから「好き」というわけではありません。

今後仕事にするわけでもない…自分よりも得意な人がいたっていい…周りとは違っていてもかぶっていても大丈夫…コンクールや大会に出すほど完璧に仕上げなくてもかまわない…そんな若者や子どもの「好きなこと／もの」。テストや成績よりも、そこに彼らの魅力を私は感じます。

問い合わせ先 教育委員会学校教育係 (32) 9100

軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)のご案内

グリーン化特例(軽課)は、排出ガス性能および燃費性能に優れた軽自動車に対して、性能に応じて、軽自動車を購入した翌年度の軽自動車税(種別割)が軽減される制度です。令和5年度税制改正により、適用期間が3年間延長となりました。

令和5年4月1日から令和8年12月31日の間に、初めて車両番号の指定を受けた車両

〈軽三輪以上の乗用〉

車種区分	通常の税額	令和12年度燃費基準+90%達成車	令和12年度燃費基準+70%達成車	電気自動車等
軽四乗用車 自家用	10,800円	対象外	対象外	2,700円
軽四乗用車 営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
三輪車	3,900円	対象外	対象外	1,000円

〈軽三輪以上の貨物〉

車種区分	通常の税額	令和12年度燃費基準+90%達成車	令和12年度燃費基準+70%達成車	電気自動車等
軽四貨物 自家用	5,000円	対象外	対象外	2,700円
軽四貨物 営業用	3,800円	対象外	対象外	1,800円
三輪車	3,900円	対象外	対象外	1,000円

必要な手続き

該当する車両をお持ちの場合、自動的に軽減が適用されますので、手続きの必要はありません。

問い合わせ先 税務課住民税係 (32) 3126

確定申告等はお済みですか？

所得税および町民税・県民税の申告時期となりました。皆さま、申告はお済みでしょうか。確定申告が必要な方が期限までに申告をしないと、延滞税や加算税がかかる場合があります。期限内に正しい申告をしましょう。町では2月16日から申告相談を受け付けています。持ち物等詳細については、広報やまゆり2月号(1月25日発行)・ホームページをご確認ください。

申告相談期間 3月15日(金)まで ※土・日・祝日を除く

申告相談時間 【午前の部】 9時～11時 (受付時間 午前8時30分～11時)
 【午後の部】 1時～4時 (受付時間 午前11時～午後4時)

※毎週木曜日は午後7時まで



受付・待合室 役場2階 会議室2 (待合室入口に受付簿を置しますので、必要事項を記入いただき、番号札をお取りの上、お待ちください。)

注意事項

- ・混雑状況等によっては、長時間お待ちいただく可能性があります。時間に余裕をお持ちの上、お越しください。
- ・本会場で受付できるのは、簡易な内容の申告に限ります。

問い合わせ先 税務課住民税係 (32) 3126